

深夜電力 [限定]

(低圧電気供給実施要綱)

平成 29 年 10 月 1 日実施

深夜電力 [限定]

目 次

I	本 則	1
1	適用条件	1
2	実施要綱の変更	2
3	契約種別および料金	3
4	その他	7
II	実施細目	9
1	適用条件	9
2	実施要綱の変更	9
3	契約種別および料金	9
4	その他	9
附	則	11
別	表	16

I 本 則

1 適用条件

(1) この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、低圧で電気の供給を受けて小型機器を使用する需要で、次のいずれかに該当し、当社との協議が整った場合に適用いたします。ただし、この実施要綱の適用を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合は除きます。

イ 3（契約種別および料金）(1)の深夜電力Aの適用を希望される場合

- (イ) 次のいずれかの需要場所において電気を使用する需要であること。
 - a この実施要綱適用の際現に選択約款の深夜電力Aおよび深夜電力B（平成29年10月1日実施。以下「新深夜電力Aおよび深夜電力B」といいます。）に定める深夜電力Aにかかわる供給設備を設置している需要場所
 - b この実施要綱適用の際現にこの実施要綱に定める深夜電力Aにかかわる供給設備を設置している需要場所
 - c この実施要綱適用の際現に平成28年4月1日実施の選択約款の深夜電力Aおよび深夜電力B（以下「旧深夜電力Aおよび深夜電力B」といいます。）に定める深夜電力Aにかかわる供給設備を設置している需要場所
- (ロ) お客さまが1年を通じて深夜電力Aの適用を希望されること。
- (ハ) 毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために小型機器を使用する需要であること。
- (ニ) 小型機器の総入力が0.5キロワット以下であること。

ロ 3（契約種別および料金）(2)の深夜電力Bの適用を希望される場合

- (イ) 次のいずれかの需要場所において電気を使用する需要であること。
 - a この実施要綱適用の際現に新深夜電力Aおよび深夜電力Bに定め

- る深夜電力Bにかかわる供給設備を設置している需要場所
- b この実施要綱適用の際現にこの実施要綱に定める深夜電力Bにかかわる供給設備を設置している需要場所
 - c この実施要綱適用の際現に旧深夜電力Aおよび深夜電力Bに定める深夜電力Bにかかわる供給設備を設置している需要場所
- (ロ) お客さまが1年を通じて深夜電力Bの適用を希望されること。
- (ハ) 毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、小型機器を使用する需要であること。
- (ニ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ハ 3 (契約種別および料金) (3)の深夜電力Cの適用を希望される場合
- (イ) 次のいずれかの需要場所において電気を使用する需要であること。
 - a この実施要綱適用の際現に選択約款の深夜電力C（平成29年10月1日実施。）にかかわる供給設備を設置している需要場所
 - b この実施要綱適用の際現にこの実施要綱に定める深夜電力Cにかかわる供給設備を設置している需要場所
 - c この実施要綱適用の際現に平成28年4月1日実施の選択約款の深夜電力Cにかかわる供給設備を設置している需要場所
 - (ロ) お客さまが1年を通じて深夜電力Cの適用を希望されること。
 - (ハ) 毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、小型機器を使用する需要であること。
 - (ニ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。
- 青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県，新潟県
- ただし，山形県の飛島ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。

2 実施要綱の変更

- (1) 当社は、この実施要綱を変更することがあります。この場合には、次のとおりお知らせするものとし、お客さまから異議の申出がないときは、契

約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

イ 軽微な変更の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要をお知らせいたします。

ロ イ以外の場合には、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この実施要綱を変更するものとし、あらかじめお客さまにお知らせいたします。

この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

- (3) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、その内容について個別に通知する方法または当社のホームページに掲示する方法等によりお知らせいたします。

3 契約種別および料金

- (1) 深夜電力A

イ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

ロ 契約使用時間

契約使用時間は、次によります。

- (イ) 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を、契約上電気を使用できる時間（以下「深夜電力Aの契約使用時間」といいます。）といたします。
- (ロ) 深夜電力Aの契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ハ) 当社は、供給設備の状況により、(イ)の使用開始時刻および使用終了時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、深夜電力 A の契約使用時間の延長または短縮は行ないません。この場合、変更後の使用開始時刻から使用終了時刻までの時間を深夜電力 A の契約使用時間といたします。

ハ 契約電力

契約電力は、低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）4（単位および端数処理）(2)および標準約款 13（契約電力および契約容量）にかかわらず、0.5 キロワットといたします。

ニ 料 金

料金は、標準約款 15（料金）にかかわらず、1 月につき次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1 契約につき	1,243 円 08 銭
---------	--------------

ホ その他

標準約款 32（供給停止期間中の料金）に定める事項については、停止期間中の料金を申し受けません。

(2) 深夜電力 B

イ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合

には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ロ 契約使用時間

契約使用時間は、次によります。

- (イ) 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を、契約上電気を使用できる時間（以下「深夜電力Bの契約使用時間」といいます。）といたします。
- (ロ) 深夜電力Bの契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
- (ハ) 当社は、供給設備の状況により、(イ)の使用開始時刻および使用終了時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、深夜電力Bの契約使用時間の延長または短縮は行ないません。この場合、変更後の使用開始時刻から使用終了時刻までの時間を深夜電力Bの契約使用時間といたします。

ハ 契約電力

契約電力は、標準約款 13（契約電力および契約容量）にかかわらず、原則として需要場所に設置されている開閉器の定格電流または負荷設備の容量（入力）等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	302円40銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	10円92銭
------------	--------

(3) 深夜電力C

イ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ロ 契約使用時間

契約使用時間は、次によります。

- (イ) 毎日午前1時から午前6時までの時間を、契約上電気を使用できる時間（以下「深夜電力Cの契約使用時間」といいます。）といたします。
- (ロ) 深夜電力Cの契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
- (ハ) 当社は、供給設備の状況により、(イ)の使用開始時刻および使用終了時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、深夜電力Cの契約使用時間の延長または短縮は行ないません。この場合、変更後の使用開始時刻から使用終了時刻までの時間を深夜電力Cの契約使用時間といたします。

ハ 契約電力

契約電力は、標準約款 13（契約電力および契約容量）にかかわらず、原則として需要場所に設置されている開閉器の定格電流または負荷設備の容量（入力）等にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めま

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	205 円 20 銭
-----------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	10 円 35 銭
-------------	-----------

4 そ の 他

- (1) 他の低圧電気供給実施要綱、特定小売供給約款または選択約款に規定する契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 需要場所における負荷設備等を変更される場合は、あらかじめ申し出て

いただきます。

(4) 当社は、深夜電力A、深夜電力Bまたは深夜電力Cそれぞれの契約使用時間（以下「この実施要綱の契約使用時間」といいます。）以外の時間の電気の使用を確認した場合には、次のとおり違約金を申し受けることがあります。

イ この実施要綱の契約使用時間以外の時間の電気の使用により、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

ロ イの免れた金額は、この実施要綱に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

ハ 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

また、この場合、お客さまにこの実施要綱の契約使用時間以外の時間の電気の使用について警告しても改めないときは、標準約款 41（解約等）(1)ホにより需給契約を解約することがあります。

(5) 当社は、標準約款 21（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、深夜電力Aの料金は、別表 3（深夜電力Aの料金の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(6) 標準約款 40（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

(7) その他の事項については、標準約款によるものといたします。

(8) この実施要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 条 件

- (1) 深夜電力Aのお客さまが深夜電力Bまたは深夜電力Cに需給契約を変更することはできません。
- (2) 深夜電力Bのお客さまが深夜電力Aまたは深夜電力Cに需給契約を変更することはできません。
- (3) 深夜電力Cのお客さまが深夜電力Aまたは深夜電力Bに需給契約を変更することはできません。

2 実施要綱の変更

本則 2（実施要綱の変更）(3)における「個別に通知する方法」とは、個別配付、郵送または電子メールの送信等による方法をいいます。

3 契約種別および料金

この実施要綱の契約使用時間を区分し、またはこの実施要綱の契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、標準約款 49（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

4 そ の 他

電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表 3（深夜電力Aの料金の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

(1) 検針期間の日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日の前日までの日数といたします。

(2) 暦 日 数

イ 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から実施いたします。

2 通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 適 用

イ 当社は、次のいずれかに該当する需要場所において、お客さまが新たに電気を使用され、かつ、深夜電力 B の適用を希望される場合で、この実施要綱適用の際現に当該需要場所に設置されているロに定める通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるときは、本則 3（契約種別および料金）(2)ニにかかわらず、(2)により料金を算定いたします。ただし、通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。

(イ) この実施要綱適用の際現に新深夜電力 A および深夜電力 B 附則 2（通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロにかかわる通電制御型夜間蓄熱式機器が設置されている需要場所

(ロ) この実施要綱適用の際現にこの特別措置にかかわる通電制御型夜間蓄熱式機器が設置されている需要場所

(ハ) この実施要綱適用の際現に旧深夜電力 A および深夜電力 B 附則 3（通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロにかかわる通電制御型夜間蓄熱式機器が設置されている需要場所

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次の(イ)または(ロ)に該当する貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器をといいます。

(イ) 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器

a 給水温度を検知できること。

b a の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

c b の熱量から所要通電時間数を算出できること。

d 契約使用時間終了時刻から c の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(ロ) (イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、ロ(イ)または(ロ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) 料 金

(1)の適用を受ける通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は、本則 3 (契約種別および料金) (2)ニにかかわらず、本則 3 (契約種別および料金) (2)ニによって料金として算定された金額から、次によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 = 割引対象額 × 15 パーセント

割引対象額 = および料金) (2)ニ + その1月の使用電力量に本則 3 (契約種別および料金) (2)ニ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額
(イ)の基本料金

(3) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定

イ 負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合または通電制御型夜間蓄熱式機器を変更された場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、(4)に定める割引対象容量にもとづき、次の算式によって算定いたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 = 割引対象額 × 15 パーセント × 割引対象率

割引対象率 = $\frac{\text{貯湯式電気温水器の割引対象容量および蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量の合計}}{\text{負荷設備の総容量 (入力)}} \times 100$

なお、割引対象率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けもしくは取外しをされ、または割引対象率に変更となることにより、料金に変更があった場合は、標準約款 21（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ ロまたは標準約款 20（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更のあった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、その 1 月の使用電力量を料金に変更のあった日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。

(4) 割引対象容量

イ 貯湯式電気温水器の割引対象容量は、この実施要綱適用の際現に設置されている貯湯式電気温水器の総容量（入力）を基準としてお客さまと当社との協議により定めます。

ただし、通電制御型夜間蓄熱式機器を変更された場合は、貯湯式電気温水器の割引対象容量は、次のとおりといたします。

(イ) 変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）が、変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量を上回らない場合は、変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）

(ロ) 変更後の貯湯式電気温水器の総容量（入力）が、変更前の貯湯式電

気温水器の割引対象容量を上回る場合は、変更前の貯湯式電気温水器の割引対象容量

- ロ 蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は、この実施要綱適用の際現に設置されている蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）といたします。

ただし、通電制御型夜間蓄熱式機器を変更された場合は、蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量は、次のとおりといたします。

- (イ) 変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）が、変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量を上回らない場合は、変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）
- (ロ) 変更後の蓄熱式電気暖房器等の機器の総容量（入力）が、変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量を上回る場合は、変更前の蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量

3 制限または中止の料金割引についての特別措置

- (1) 標準約款附則 4（制限または中止の料金割引についての特別措置）(1)イにいう割引の対象は、深夜電力Aの場合は、本則 3（契約種別および料金）(1)ニによって料金として算定された金額（再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。
- (2) 標準約款附則 4（制限または中止の料金割引についての特別措置）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。
- (3) 標準約款附則 4（制限または中止の料金割引についての特別措置）によって割引を行なう場合は、附則 2（通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の割引対象額は、附則 2（通電制御型夜間蓄熱式機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)によって算定された割引対象額から標準約款附則 4（制限または中止の料金割引についての特別措置）による割引額を差し

引いたものといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 深夜電力Aの場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 深夜電力A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、深夜電力Aの(1)に定める再

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 深夜電力Bおよび深夜電力C

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 深夜電力Aの場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回り、かつ、47,100 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,100 円を上回る場合
平均燃料価格は、47,100 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (47,100 \text{ 円} - 31,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 深夜電力Aの場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 深夜電力A

燃料費調整額は、ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

(ロ) 深夜電力Bおよび深夜電力C

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	21 円 70 銭 8 厘
---------	---------------

ロ 深夜電力Bおよび深夜電力C

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 銭 7 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 深夜電力Aの料金の日割計算の基本算式

深夜電力Aの料金の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、標準約款 20 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$